

宝塚市議会 議会報告会

令和5年第3回（6月）定例会

文教生活常任委員会報告

報告者：文教生活常任委員会委員 川口 じゅん

審査の状況

① 6月2日 ② 6月7日 ③ 6月27日



委員長 川口 じゅん

副委員長 三宅 浩二

委員 浅谷 亜紀

池田 光隆

北山 照昭

坂本 篤史

中山 ゆうすけ

みとみ 智恵子

持田 ちえ

付託された主な議案 3 件

- ◇議案第48号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇議案第50号 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇議案第51号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 執行機関の附属機関設置に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」を令和5年9月19日をもって終了し、さらなる協働の推進を図るための新たな会議体として、「宝塚市協働のまちづくり推進会議」を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正内容 (1)附属機関名

現行	改正案
宝塚市協働のまちづくり 促進委員会	宝塚市協働のまちづくり 推進会議

<改正理由>

- ア 「促進」という文言を、「推進」に変更し、今後一層、自らが主体的に協働を推し進めていく姿勢を表現。
- イ 「委員会」という文言を「会議」に変更し、市民目線のフラットな話し合いの場であることを表現。

※ 別途、愛称を設定する予定。

(2)構成

現行	改正案
知識経験者又は市長が適当と認める者 14人以内 公募による市民 3人 市職員 2人 計 19人以内	知識経験者又は担当事務の遂行に適任と認められる者 8人以内 公募による市民 2人 計 10人以内

<改正理由>

協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要であることから、より効率的・機動的な会議とするため、構成人数を変更。

※ 構成メンバーについては、知識経験者、自治会・まちづくり協議会といった地域自治に関連する団体、テーマ型の活動を担うNPO法人等の市民活動団体、市民活動・地域活動の支援を担う中間支援団体など、バランスに配慮しながら検討。

施行日 令和5年9月20日から施行する。

今後の取り組みのイメージ

具体的には、協働のまちづくり推進条例や協働のマニュアルの検証等を通して、協働が実際にどのように進んでいるかを把握するとともに、担い手づくり等の具体的な課題や時代の変化にも対応しながら、協働を推進するための方策を検討していく必要がある。今後、促進委員会と一緒に、これまでの促進委員会の取組を振り返りながら、新たな会議体に引き継いでいく事項を検討していく。

審査結果:賛成多数で可決（賛成7人、反対1人）

議案第50号 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

令和3年5月に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、マイナンバーカードに記録される電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能となったことに合わせて、所要の整備を行うため、関連する条例の一部を改正しようとするもの

コンビニ交付サービスの状況

平成28年6月 … コンビニ交付サービス開始

※「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「戸籍証明書(全部事項・個人事項)」が対象

令和4年2月 … コンビニ交付サービス対象拡大

※「課税証明書」、「戸籍の附票」を対象に追加

令和5年中 … (スマホ用電子証明書対応) コンビニ交付サービス開始予定

本市における誤交付防止の対策

他自治体でのコンビニ交付サービスの誤交付事案について、本市においては、今回不具合が発生した自治体とは異なるシステムを採用している。導入前の負荷テストも十分に実施していることや、誤交付に対する必要な対策を講じていることから、同種の事案が発生しないことをシステム事業者へ確認している。

本市における誤交付防止の対策

(1) システム負荷対策

導入前に十分な負荷テストを実施しており、令和5年4月から5月にかけて地方公共団体情報システム機構及び総務省により発出されたシステム点検要請についても、ベンダーからシステム上支障がない旨の報告を受けている。

(2) 誤ったイメージファイルの取得

交付申請があった時点で内部的に一意的IDを付与し、証明書発行直前にそのIDを確認してから発行する工程を経ることで、IDが異なった対象者の証明書が発行されないよう排他制御の仕組みを実装し、誤交付を防止している。

審査結果:可決(全員一致)

議案第51号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本市の掲げた「第2期夢・未来 たからづか創生総合戦略」の基本目標である「子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現すべく、医療費助成の拡充として高校生等の入院のみの助成対象化及び中学3年生までの所得制限撤廃を行うため、条例の一部を改正しようとするもの

改正の内容

(1) 高校生等(入院のみ)を助成対象化

- ①対象者 :15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの方 ※高校在学の有無を問わない
- ②所得制限 :なし
- ③助成内容 :入院のみ無料

(2) 中学3年生までの所得制限撤廃

- ①対象者 :中学3年生(15歳)までの乳幼児等
※0歳はすでに所得制限なし
- ②所得制限及び③助成内容

	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日から
②所得制限	市民税所得割額23万5千円未満	なし
③助成内容	入院・通院無料	入院・通院無料

施行期日 令和6年(2024年)1月1日

制度周知について

(1) 高校生等の助成対象化

令和5年10月に対象者(約6,700人)の方へ制度拡充のご案内通知を送付。

(2) 中学3年生までの所得制限撤廃

令和5年10月に乳幼児等医療費助成の受給資格のない方(約8,300人)へ制度拡充のご案内通知を送付。

(3) (1)と(2)については、市広報誌及び市ホームページにも掲載。

審査結果:可決(全員一致)

ご清聴ありがとうございました。

▶ 詳細資料は



宝塚市議会 委員会資料



で検索